和歌山県在宅保健師の会会則

制 定 平成11年3月 9日 改 正 平成13年7月13日 平成14年7月 8日 平成15年4月10日

(目 的)

第1条 本会は、高齢化施策として地域における保健活動の重要性を認識し、豊富な経験と知識を生かし、地域の保健活動など健康増進に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は「和歌山県在宅保健師の会」と称し、事務局を和歌山県国民健康保険団体 連合会(以下「国保連合会」という。)内に置く。

(会 員)

第3条 本会の会員は、和歌山県内に在住する在宅保健師で、この会の趣旨に賛同する者とする。

(事業)

- 第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 地域における保健活動支援に関すること。これについて必要な事項は、別に定める。
 - (2) 保健活動に関する研修会、講演会等の開催。
 - (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
 - (4) その他目的を達成するために必要な事業。

(役 員)

- 第5条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 幹 事 若干名
- 2 役員は会員の中から互選し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員会)

- 第6条 本会に役員会を置く。
 - (1) 役員会は、会長が招集し、議長を務める。

- (2) 役員会は、事業の企画、運営及び事務の円滑な推進を図るための調査・検討を行う。
- (3) 役員会は、その他必要とする事項を検討する。

(費用弁償)

- 第7条 会員が事業遂行のために旅行したときは、その費用を国保連合会が弁償する。
 - 2 前項に規定する費用弁償の額及び支給方法は、国保連合会職員等の旅費に関する規程を準用する。

(経費)

第8条 本会の運営に要する経費は国保連合会より支出し、会費は徴収しない。

附 則

本会則は、平成11年3月 9日から施行する。 附 則 (平成13年7月13日) 本会則は、平成13年7月13日から施行する。 附 則 (平成14年7月 8日) 本会則は、平成14年7月 8日から施行する。 附 則 (平成15年4月10日) 本会則は、平成15年4月10日から施行する。